第明三治二十五種郵便物認可
（号外）
独立行政法人国立印刷局

官報

目次

〔告　示〕

○国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令別表一の項及び二の項の規定に基づき物資を告示する件（外務・財務・国土交通告示二）　一

告示

○国土交通省告示第二号
国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令（平成二十二年政令第百五十八号）別表一の項及び二の項の規定に基づき、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令別表一の項及び二の項の規定に基づき物資を告示する件（平成二十九年国土交通省告示第一号）の全部を改正するこの告示を制定する。

平成二十九年十一月二十一日

外務大臣　河野　太郎
財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　石井　啓一

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令別表一の項及び二の項の規定に基づき物資を告示する件

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令（平成二十二年政令第百五十八号）別表一の項及び二の項の規定に基づき、外務大臣、財務大臣及び国土交通大臣が告示する物資は別表第１から別表第７までに掲げるものとし、同令別表二の項の規定に基づき外務大臣、財務大臣及び国土交通大臣が告示する物資は別表第１から別表第５まで及び別表第８に掲げるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から起算して３日を経過した日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の日から平成29年12月31日（ニューヨーク時間。以下この２及び附則３において同じ。）までの間は、別表第７の５の規定の適用については、同表５⑵エ中「毎年１月１日」とあるのは「平成29年10月１日」と、「2,000,000バレル」とあるのは「500,000バレル」とする。

３　別表第８の15に掲げるもののうち平成29年９月11日より前に輸入の契約を締結したものであって当該輸入について同年同日から135日以内に国際連合安全保障理事会決議第1718号12の規定に従って設置された委員会に対して通知を行ったものについては、同表15の規定は、同年12月10日までは、適用しない。

別表第１　核関連の物資

１　核燃料物質又は核原料物質であって、次のいずれかに該当するもの

⑴　ウラン又はその化合物

⑵　トリウム又はその化合物

⑶　プルトニウム又はその化合物

⑷　あらかじめ分離されたネプツニウム237

⑸　⑴から⑷までの物資の１又は２以上を含むもの

２　原子炉若しくはその部分品若しくは附属装置又は車両、船舶、航空機若しくは宇宙空間用若しくは打ち上げ用の飛しょう体の原子炉用に設計した発電若しくは推進のための装置

３　重水素又は重水素化合物であって、重水素の原子数の水素の原子数に対する比率が5,000分の１を超えるもの